

令和5年度

第7回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年10月25日（水）

佐々町農業委員会

令和5年10月 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年10月25日(水)午前10時00分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開 会 令和5年10月25日(水)午前10時00分

4. 出席委員 (15名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	3	山下 夕見子君	4	井手 俊博 君
5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君	7	荒木 武士 君
9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君
12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君

5. 欠席委員 (3名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	坂口 隆英 君	8	北川 英明 君	推進委員	前川 義隆 君

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君	11	池田 晴良 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和5年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会
(中期)について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(4) 審議事項

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第24号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

(5) その他

① 11月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第7回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、寶持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本日は午前中の総会となりましたが、皆さん御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

10月に入り秋晴れが続きまして、稲刈りやその後のわら積み作業、その他、畑仕事等が随分はかどったんじゃないかと思います。ですが、今日もそうですけれど、一日の気温の寒暖差が激しくなってきましたので体調を崩しやすい季節の変わり目となりましたので、またインフルエンザの感染者も増加傾向にあるということで、どうか皆さん、体調を崩されないようにお体を御自愛いただきたいと思います。

本日の会議がスムーズに進行しますよう、皆さん、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は11名です。坂口委員と北川委員から欠席届の提出がっております。最適化推進委員は4名です。前川委員から欠席届の提出がっております。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

日程（2）議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番、濱野委員、11番、池田委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）報告事項に入ります。

報告第1号令和5年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（中期）について、まずは私のほうから説明させていただきます。

先週19日に私と事務局長とで出席をしてきました。内容につきましては、1ページの次第にあるとおりでございます。

1の意見書につきましてですが、県内各市町の農業委員会からの提案・意見と課題等を解消するための対策等、また補助事業等の支援をまとめまして、県や国に要望するその意見のすり合わせがございました。

2の農地集積、令和5年度の活動の進捗状況ですけれども、農地集積や耕作放棄地等の解消、非農地通知それぞれの達成率等の報告がございました。

3番の地域計画の推進状況と取組事例についてですが、こちら取組状況につきましては取組が進んでいる地域、松浦市と雲仙市がピックアップされまして、その状況報告があり、また事例発表では西海市の事例発表がありました。本町でもそうですが、ほかの市町も7月で農業委員さんの改選が行われており、なかなか前に進むことができず地域計画の策定はストップしている状況であります。

これから農作業等は一旦落ち着いて冬を迎えますが、会合や話し合いを地域で増やしていきたい、一歩でも二歩でも前に進んでやっていきたいと思っておりますので、そのときには委員の皆様にはお世話をかけますけれども、御協力をよろしく願います。この行われた会議の資料等は事務局のほうに置いてありますので、御覧になられたい方は事務局のほうへ行っていただきたいと思っております。

私からの報告は以上になります。

事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、私からの会議の主な内容として、3ページ以降、3ページから6ページまでの部分をちょっと説明させていただきたいと思っております。

まず、3ページのほうで「地域計画とは」としているところなんですけれども、本当に端的に地域計画という説明になっているのがこの3ページの内容でございます。基本的に上段のほうなんですけれども、地域農業の将来の在り方の計画というところで、ここの内容は以前策定させていただいた、人・農地プランとほぼ同様の内容となっております。そこと今回違ってくるのが、プラスとしてある目標地図というところなんですけれども、そこが主に農業委員会としても取り組むべき内容となって、これを併せたところでの地域計画ということになっております。

その目標地図というイメージですけれども、下段のほうに島根県の江津市というところの分なんですけれども、この色で塗ってあるところが同じ方の耕作者みたいな形でのイメージになってくるんですけれども、それを現時点からして10年後にどなたが耕作されているか。基本的には後継者の方がいらっしゃったら、その後継者という形になると思っております。

れど、そこが現時点でまだ未定ですというところであれば、地域の担い手の方にお願ひしていくという形で整理をしていくものとイメージをしていただけたらと思います。

ただ、あくまでも10年後というところになるので、現時点では10年後のことははっきり分からないということになってくるのが正直なところではあると思いますので、あくまでも現時点で分かる10年後ということで、その都度、移動があった場合には修正を——この計画自体の策定期間が真ん中に、令和7年3月末までにつくって町のホームページへ公開するという流れではあるんですけど、その現時点で分かる内容を一旦作成をして、その後、修正があった場合はその都度修正していくという流れになっていきますので、御了承をよろしくお願ひします。

4ページ以降の部分の内容になるところが、その農業委員会の役割というところになるんですけど、基本的には、その地図を作成する——5ページを見てもらったほうが一番分かりやすいかなと思うんですけど、その地域計画策定の流れというのがスクロース的にこう上から下に1、2、3、4と出てきているんですけど、その中での農業委員会の役割というのが記載されている内容となっております。

基本的には、地図を作成するために調整の話合いの中に入っていただくということでお願ひしたいと思っておりますけれども、まず今年は予定では木場地区のほうを一旦話合いの場とかも設けさせていただきたいと。それから後の次年度につきましては、その残りの4地区部分について調整をさせていただくという流れになってきますので、すみません、よろしくお願ひします。

自分のほうからは以上になります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件につきまして、皆様のほうから御質問・御意見等、何かございませんでしょうか。10番。

10番（廣川 勝巳君） ちょっとお尋ねなんですけれども、木場地区、今年の初め頃だったでしょうかね、県からの調査で皆さんにアンケート等で、各個人で色分けといいますか、こういうふうになるようにしているよというような感じでアンケートを出したと思うんですよ。それを基に色分けしていくことはないんですか。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、質問の分でございますけれども、木場地区だけ先行してアンケート調査をさせていただいていると思うんですけど、そこを地図化というか、現況の部分は今落とし込んでいっている段階で、準備ができれば、その10年後という話合いの場ということで、ちょっと準備がまだなので、集会所に皆さん集まってくださいと

いう段階にはなっていないんですけれど、準備ができ次第、すみません、お願いしていく形になると思いますので、よろしくをお願いします。

10番（廣川 勝巳君） アンケートを基に作成するような形の段階だということですね。

事務局長（作永 善則君） はい。

10番（廣川 勝巳君） はい、分かりました。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何かございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料7ページをお願いいたします。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書のほうをおつけしております。

こちら当事者なんですけれども、まず、貸貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となります。

次に、土地の所在ですけれども、市瀬免字古田、2筆ございまして、〇〇〇〇、地目が台帳、現況共に田、面積が2, 820m²。もう一つが、〇〇〇〇、こちらも地目が台帳、現況共に田、1, 950m²となっております。

こちら賃貸借の解約の申入れをした日が令和5年9月13日、賃貸借の合意による解約をした日が令和5年9月18日、土地の引渡し期間が令和5年11月10日となっております。

こちらにつきましては、後の審議事項であるんですけれども、新たに賃貸借契約を結ばれるということで、その結ばれるために合意解約をされるということになっております。

それから、資料の10ページをお願いいたします。

航空写真をおつけしております、場所といたしましては佐々町から吉井のほうへ向かって国道を走りまして、書いてあるとおり〇〇〇〇ですとか、あと〇〇〇〇といった店舗がある少し手前の青い枠で囲まれている2筆、こちらが該当の農地となります。

説明につきましては以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件につきまして、御意見・御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で日程（3）報告事項を終わります。

次に、日程（4）審議事項に入ります。

議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明を

お願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、議案第23号の資料が11ページからになるんですけども、すみません、先に資料25ページ、一番最後のページを御覧いただきたいと思えます。

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要ということで、用紙としては横で見ていただく分があるんですけども、資料11ページに、後で説明をいたしますが、農地区分3種というのがありまして、こちらの3種というのが一体何を意味しているのかという御質問が五役会でございました。

それで、こちら概要をつけさせていただいておりますが、ちょうど真ん中の薄く青の四角で囲まれているところにローマ数字でⅠ、Ⅱ、Ⅲとあって、そこに今度、括弧書きで第1種農地、第2種農地、第3種農地というのがあるんですけども、農地転用許可制度としては、その農地の状況によって、この農業振興地域とかとはまた別に農地法の規定に基づいて、この農地を第1種から第3種、正確にいくと、あともう1個、甲種というのが制度上あるんですけども、その分類に分けられます。

そして、ありますとおり、まず第1種農地、こちらは集団農地や土地改良事業の対象農地ということで、第1種農地については、農地転用は原則不許可。

それから、第2種農地というのが、その土地改良事業団対象となっていない小集団の生産力の低い農地ということで、次の第3種農地に立地困難の場合に許可をされると。

それから、最後に、第3種農地が市街地にある農地等ということで、この第1種、第2種、第3種というのが条件がいろいろあります。おおよそ500m以内に公共施設があることとか、そういった条件を当てはめて、どれに分野されるかというのをこちら事務局のほうで調査をしております。

それに基づいて農地区分もお示ししまして、皆様の審議に諮っていただいているというところになります。

すみません、それでは、資料11ページにお戻りください。

議案第23号農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認です。こちらは長崎県知事処分となります。

土地の所在地ですが、佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇。登記地目、畑。現況地目、荒地。登記面積が253m²となります。譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員です。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職です。

転用の目的といたしましては、一般個人住宅の建設ということで、施設の概要は、木造二階建て73m²が建設される予定となっております。こちらにある農地区分は第3種と

しておりますが、こちらが先ほど説明をした第3種農地に該当するというところでの判断となっております。

では、資料14ページをお願いいたします。

位置図をおつけしてありまして、佐々中学校のグラウンドの裏から上っていくところで、3つ目か4つ目のカーブを曲がった次の左カーブのところのちょっと角になるところ、オレンジ色で「申請地」と書かれているところ、こちらが今回の申請地となります。

それから、15ページに地籍図と、それから16ページが付近状況図なんですけれども、ちょっと薄めでぱっと見ると分かりづらいんですけれども、こちらの付近状況図では付近の地目の状況等をお示ししております。

17ページ、すみません、こちらもちょうど薄くて申し訳ないんですけれど、写真の撮影方向図ということで、18ページにその現況写真をおつけしております。

それから、19ページになりますが、被害防除計画書となっております。

まず、こちらの土地につきましては、ここがもう既に平坦に近い形となっているということで、土地の造成計画については現状のまま利用をされるということです。

それから、排水施設に支障を生じさせないための措置といたしましては、まず雨水排水は水路への放流、汚水処理・生活雑排水については下水道への接続となっております。

そして、周辺の農地に係る営農条件の支障への措置ということなんですけれども、こちらは申請地の隣接には農地がなく、被害発生のおそれはないということです。

資料20ページに建物の位置図をつけております。

こちら赤い線で書かれた分が汚水ということで、それぞれの家のほうから出た分を汚水枡を経由いたしまして、この前面の道路に通っております下水道への接続、それから雨水につきましては雨水枡を経由いたしまして、こちら前面の道路に側溝がありまして、その側溝への流し込みとなっております。

21ページが平面図と立面図となっておりますが、こちらの説明は省略をさせていただきます。

説明は以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。5番。

5番（築城 武美君） この土地については10月の6日の日に現地立会を行っておりまして、私と北部班長の山下委員、それから推進委員の筒井委員、それから事務局、それと設計事務所、またその土地のあっせんをしてくれた仲介人で立会いをいたしました。

先ほど事務局のほうから報告があったとおりでございますが、この土地に隣接する農地

はございません。水路放流と言っているのは道路の排水、道路側溝でございます。あと下水については、少し勾配がついたところに管が入っている手前斜めにレベルを取って横断という道路掘削の条件が発生しております。

現地で確認をするに至っては、この申請書のとおりでございまして、個人的には、これについては皆さんの審議を経てさらに進むものと感じております。

以上でございます。お願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件に関しまして、何か御意見・御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは採決を行います。議案第23号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。（全会一致）

ありがとうございます。全会一致ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、議案第24号農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料22ページをお願いいたします。

議案第24号農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。

22ページの読み上げをさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたので、本委員会の承認を求め、令和5年10月25日。となっております。

資料が23ページをお願いいたします。

計画書となっておりますが、今回は1件となっております。

まず、貸手農家が、〇〇〇〇、〇〇〇〇。借手農家が、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在が2筆ございます。1筆目が市瀬免字古田〇〇〇〇。地目が田、面積が2,820m²。もう一つが市瀬免字古田〇〇〇〇。地目が田、面積が1,950m²となります。権利の種類が賃貸借、設定内容が物納の5年契約となっております。

こちらにつきましては、先ほどの報告事項でもありました合意解約があった分の契約ということで、位置図につきましては、10ページの航空写真と同じ農地の分の契約となっております。今回につきましては、この新規1件となっております。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件に関しまして、何か御意見・御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは採決を行います。議案第24号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（全会一致）

ありがとうございます。全会一致ですので、承認することといたします。

以上で、日程（4）審議事項を終わります。

次に、日程（5）その他に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、その他といたしまして、まず1点目ですが、11月定例会の日程についてです。

まず、五役会を11月20日月曜日、時間を13時30分から、場所が役場の3階、第2会議室、この会場となります。

次に、総会ですけれども、11月27日月曜日、時間が13時30分から、場所が同じくこちら、この第2会議室となっております。

皆様の調整方よろしくをお願いいたします。

次に、2番目のその他ということで、ちょっと項目名はお出ししていませんでしたが、本日、机にお配りさせていただいております今日の日付が入った表題が「令和5年度農業委員会だよりに係る挨拶文の寄稿について」ということでの依頼文になります。

こちら前回の総会で農業委員会だよりの御説明をした際に今回は改選があったということで、委員の皆様からの挨拶、顔写真の掲載と挨拶文を頂くということで、3年前の農業委員会だよりを確認いたしましたところ、皆様から一言頂いておりましたので、その分をこの依頼文の2枚目から参考としておつけしております。

寄稿文の内容といたしましては、就任に係る挨拶文としておりますけれども、前回の分をおつけしておりますので、こちらを参考にいただければと思います。文字数については200字から400字程度、ちょうど一緒におつけしておりましたこの紙1枚が400字となっておりますので、これの半分を埋めてこの1枚で収まる程度ということでよろしくお願ひします。

提出期限を令和5年の11月17日金曜日とさせていただいております。総会と合わせられたらとも思ったんですけれども、ちょっとこちらの準備作業等がありますので、少し早めにさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

提出先が農業委員会の事務局ということで、提出方法は、こちらの紙に直接書いていただいても構いませんし、御希望があればメールでの提出も

できますので、その際は言っていただければ、この用紙のデータをお送りするという
ことも可能ですので、そこは個別に御相談をお願いいたします。

この農業委員会だよりに係る挨拶文についての説明は、以上となります。

それから、本日、お配りさせていただいている分の右上に別紙2、別紙3と書かれてい
る分、地域計画のための意向調査ということで置かせていただいております。

こちらは先ほどの報告事項でもございましたが、木場地区については先行してこの意向
調査というアンケートを令和4年度のうちに取らせていただいております。

そして今回、皆様にお配りさせていただきましたのは、その木場地区以外の方です。と
いうのが、恐らく今までまともに見たことがなかったのではないかとということで、これか
らはまずは木場地区を先行して作るというのもあるんですけども、こういったアンケー
トというところの配布・回収というのが出てくるということで、参考で事前にお目を通し
ていただきたいということで今回お配りさせていただいております。

このときが農業経営者用と土地持ち非農家用ということで2種類あるんですけども、
ちょっと県北振興局、県の方とかと打合せをしている中で、これをどうも合体したような
様式のものもあると。そうすると、あなたはどっちのほうだと考えずに一つでこのアン
ケート用紙の回収とかができるようになるということなので、少し様式的には若干これと
全く同じではないかもしれないんですけども、お聞きしたい項目というのは変わりませ
んの、その中身を事前に見ていただきたいということで今回お配りをさせていただいた
ところです。

時期とかはすみません、まだはっきりと何月頃に行いますというような日程調整がうま
くスケジュールのほうは立てておりませんが、その御協力を頂きたい際にはこういった総
会の場などを通じて説明をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局のほうからは以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

皆様のほうから何かございませんでしょうか。5番。

5番（築城 武美君） アンケートの用紙の中の文字の確認でございますが、アンケートのⅠ－
（4）「利用している場合可能あれば委託先を教えてください。」という、これは可能と。
これ「で」がいますか。「可能であれば」ですか。

会長（寶持 雅祥君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） ただいま委員の御指摘がありましたところ、土地持ち非農家用のほ
うのⅠ－（4）です。農作業委託について現在利用していますかの次ですね。利用してい
る場合、「可能性あれば」委託先をとということで、すみません。こちらは打ち間違いとな

ります。正式にお出しするときには、こういったことがないようにチェックをしたいと思
います。御指摘ありがとうございます。（ 私語あり ）

会長（寶持 雅祥君） 11番。

11番（池田 晴良君） これは郵便でもいいんですか。

会長（寶持 雅祥君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 令和4年度になりますけれども、令和4年度のときは郵便で皆様
にお配りしておりますので、今回につきましても同じような形を取るようになるかと思いま
すが、すみません。そこは今後の調整次第で、もしかすると郵便でないということもあり
ますので、そこはすみません。恐らく配布のときは郵便になるかと思えます。その後の回
収、そういったところで御協力をお願いすることになると思えます。

会長（寶持 雅祥君） 4番。

4番（井手 俊博君） 前回、木場地区で配布したときは、委員が分けて手で配った覚えがあり
ます。（ 私語あり ） その中で実施して思ったことなんですけれど、多分これを農地所
有者に郵送でも手渡しでも、配布したときに「どう書けばいいの」となるんですよね。1
筆ごとの意向を書いていかないといけないと思うと、できれば営農組合とかで集まったり
するときに事務局のほうから、はっきりとした案内を前もってしとったほうがスムーズに
いくのかなあと思いました。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 前回、人・農地プランのときでの話になるんですけれど、地元に入
って話をするという流れの中で結果、コロナが始まってその地元との打合せができないま
ま完成した計画でもあるので、今回ちょっとコロナが収まったという整理の下で地元との
対応をさせていただく形になりますので、どちらかといえば農林水産課のほうと農業委員
会との調整の下という形で対応させてもらう形になるんですけれど、可能な限り地元集會
所のほうに行って対面でのやり取りを含めながら、この最終的な計画、目標地図の作成と
いう形で対応をさせていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） ほかにありませんでしょうか。（ 「なし」の声あり ）

ないようですので、以上で日程が全て終了いたしました。

会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

（ 閉 会 午前 10 時 45 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅彦

会議録署名委員

濱野 卓也

会議録署名委員

池田 晴良